

【事例3】 特定口座を利用しているケース

私は、令和3年中にS証券西口支店及びT証券東口支店の特定口座（源泉徴収は選択していません。）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分（S証券分）	1,400,000 円	1,000,000 円	400,000 円
上場分（T証券分）	1,000,000 円	383,000 円	617,000 円
合 計	2,400,000 円	1,383,000 円	1,017,000 円

また、U証券南口支店で次の上場株式の取引を行いました（特定口座は利用していません。）。

銘柄	株数	売渡日	売却金額	委託手数料	購入日	購入金額
F電気	1,000 株	1月15日	700,000 円	7,000 円	平成20年3月10日	900,000 円
G商事	1,000 株	4月9日	1,000,000 円	10,000 円	平成19年10月5日	600,000 円

私はこれらの収入以外にも、パート収入（収入金額 70 万円）がありましたが、夫が、夫の給与所得について年末調整で配偶者控除の適用を受けていました。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例は国税庁ホームページに掲載しています（詳しくは3ページ参照）。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、2面を書いた後に1面を書いてください。

その年中に一の特定口座以外に株式等の譲渡がない場合には、「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます（25 ページ参照）。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように2面から転記してください。

この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、合計して「上場株式等」に転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など（52 ページの（注2）参照）がある場合の記載方法については、1面の（注）をご覧ください。

この事例の場合、特定口座の上場株式等に係る譲渡と、特定口座以外の上場株式等に係る譲渡がありますので、2面の2の「譲渡の対価の額（収入金額）」の「合計（上場株式等（特定口座）」欄 2,400,000 円と2面の【参考】の「譲渡による収入金額」の「合計・上場株式等（一般口座）」欄 1,700,000 円を合計して、1面の「収入金額」の①欄（「譲渡による収入金額」欄）に書いてください。

また、2面の2の「取得費及び譲渡に要した費用の額等」の「合計（上場株式等（特定口座）」欄 1,383,000 円と2面の【参考】の「取得費（取得価額）」の「合計・上場株式等（一般口座）」欄 1,500,000 円を合計して、1面の「必要経費又は譲渡に要した費用等」の④欄（「取得費（取得価額）」欄）に書いてください。

【事例3】の解説

- あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。
特定口座の取引と特定口座以外での取引がある場合には、これらの取引を「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で合算して計算します。計算すると次のとおりとなります。

収入金額 必要経費等 差引金額
(上場株式等) 4,100,000 円 - 2,900,000 円 = 1,200,000 円

- 納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書B第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、24 ページ以降の記載例の順に沿って作成してください。
- この事例の納める税金（所得税及び復興特別所得税）の額は、133,200 円となります。
- なお、合計所得金額（16 ページ参照）が 48 万円を超える場合には、その方の配偶者の方は「配偶者控除」の適用を受けることはできません。また、合計所得金額が 133 万円を超える場合には、その方の配偶者の方は「配偶者特別控除」の適用も受けることはできません。したがって、この事例では、あなたの配偶者（夫）は給与所得について年末調整で適用を受けている「配偶者控除」の適用をしないで納める税金（所得税及び復興特別所得税）を計算した確定申告書を提出する必要があります（27 ページ参照）。

2 面（計算明細書）

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取引先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額
源泉口座 (簡易口座)	S証券西口支店	1,400,000 円	1,000,000 円	400,000 円	—
源泉口座 (簡易口座)	T証券東口支店	1,000,000 円	383,000 円	617,000 円	—
合 計 (上場株式等 (特定口座))		2,400,000 円	1,383,000 円	1,017,000 円	—

【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した株式等の 銘柄	数量 (株・口・円)	譲渡先(金融商品 取引業者等)の 名称・所在地等	譲渡による 収入金額	取得費 (取得価額)	譲渡のための委託 手数料	取得 年月日
一般株式等 (上場株式等)	—	—	2,000	U証券南口支店	1,700,000 円	1,500,000 円	17,000 円	—
合 計					1,700,000 円	1,500,000 円	17,000 円	

申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、源泉口座・簡易口座のいずれかを「○」で囲み、口座ごとに書いてください。

S証券分

令和3 年分 特定口座年間取引報告書

住所(氏名) C市〇〇町1-12-501 氏名 関東 信子 生年月日 昭和40・8・4 源泉徴収の選択 1 円

譲渡の対価の額(収入金額) 1,400,000 円 取得費及び譲渡に要した費用の額等 1,000,000 円 差引金額(譲渡所得等の金額) 400,000 円

上場分 1 400,000 円 1,000,000 円 400,000 円

特定口座用分 1 400,000 円 1,000,000 円 400,000 円

合 計 1 400,000 円 1,000,000 円 400,000 円

所在地 C市△△町7-8 名称 S証券西口支店 (印) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

T証券分

令和3 年分 特定口座年間取引報告書

住所(氏名) C市〇〇町1-12-501 氏名 関東 信子 生年月日 昭和40・8・4 源泉徴収の選択 1 円

譲渡の対価の額(収入金額) 1,000,000 円 取得費及び譲渡に要した費用の額等 383,000 円 差引金額(譲渡所得等の金額) 617,000 円

上場分 1 000,000 円 383,000 円 617,000 円

特定口座用分 1 000,000 円 383,000 円 617,000 円

合 計 1 000,000 円 383,000 円 617,000 円

所在地 C市△△町4-5 名称 T証券東口支店 (印) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

《参考》
源泉徴収口座を申告する場合には、申告書B第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄、申告書B第一表⑦欄及び申告書第三表(分離課税用)⑨欄に源泉徴収税額等を転記してください。
転記の方法については、56 ページをご覧ください。

上場株式等については、金融商品取引業者等ごとにまとめて、区分・数量・金融商品取引業者名・収入金額・取得費・譲渡のための委託手数料を書いてください。

なお、記入欄が足りない場合には、適宜の用紙に記入して差し支えありません。